平成２３年（フ）第８２０号
福岡市南区平和２丁目27番27号
債務者　高島　英治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３９号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目８番30号鈴木荘３号
債務者　齊藤　武之
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４５号
福岡市東区奈多１丁目11番18―202号
債務者　大津山富士子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５７号
福岡県古賀市日吉１丁目27番20号
債務者　芳野　孝二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８３号
福岡市東区名島３丁目19番1144号
債務者　松永　純一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４号
佐賀県小城市三日月町長神田777番地４
債務者　藤　　保則
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県出水市野田町下名5415番地１
債務者　杉原　文江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市水引町6293番地４
債務者　中尾三壽男
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市水引町6293番地４
債務者　中尾　節子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
秋田県大館市早口字深沢岱40番地20
債務者　工藤　幸喜（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２７１号
京都市下京区上枳殻馬場通河原町西入八軒町462番地18
債務者　カラオケ喫茶エミリンこと　辻本栄美子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
京都府八幡市美濃山ヒル塚103番地の21
債務者　島本　志保
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
京都市伏見区竹田東小屋ノ内町17番地１　アビタシオングラート102
債務者　松永　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
京都市西京区桂北滝川町73番地　エバグリーン桂１Ｅ
債務者　Ｎ’ｓ　Ｆａｃｔｏｒｙこと　森江尚美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
京都市南区吉祥院池田町18番地　ヴィラＹＡＭＡＳＨＩＴＡ108
債務者　吉田　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
京都市山科区椥辻草海道町38番地42　イーグルコート椥辻・オーレ406号
債務者　増山　博史
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
京都府城陽市平川車塚89番地の３　ルレヴェ・ナミカワ207号
債務者　西村由美子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係